

## ■ 最新設計単価の対象区分

【対象】とする設計単価	【対象外】とする設計単価
<p>「土地改良事業等単価表(農政部)」に掲載している単価</p> <p><b>【工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務単価、燃料、資材単価、運賃、市場単価</li> <li>・建設機械等賃料、仮設材賃料、損料</li> </ul> <p><b>【委託】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務委託等技術者単価、資材単価、市場単価</li> <li>・機械器具損料、試験分析費用、測量成果品検定料</li> </ul>	<p>左記に<u>掲載していない</u>以下の単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他部策定単価（建設部・水産林務部等で策定した単価）</li> <li>・北海道開発局単価（北海道開発局で公表の単価）</li> <li>・刊行物単価（積算資料・建設物価等）</li> <li>・実勢価格調査単価（実勢価格調査で策定した単価）</li> <li>・見積策定単価（見積りにより策定した単価）</li> </ul> <p>その他、「共通単価表<sup>*</sup>」及び「見積単価等一覧表<sup>*</sup>」に掲載している単価は対象外とする。</p>

- ・ 地方資材単価（建設資材等地方単価委員会で策定した単価）については以下のとおり。

【対象】とする地方資材単価	【対象外】とする地方資材単価
<p>「見積単価等一覧表<sup>*</sup>」に<u>掲載していない</u>地方資材単価</p> <p>例) ゾーン単価（アスファルト合材・生コンクリート・骨材等）</p>	<p>「見積単価等一覧表<sup>*</sup>」に掲載している地方資材単価</p> <p>例) 産業廃棄物処理費・コンクリート製品等</p>

※ 見積り参考資料にて示される資料の一部